

防府市障害福祉施設建替基本設計・実施設計業務委託に関する
公募型プロポーザル審査要領

1 趣旨

本要領は、防府市障害福祉施設建替基本設計・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザルにおける最優秀提案者の選定にあたり、防府市障害福祉施設建替基本設計・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めることのほか、必要な事項について定めるものとする。

2 審査

（1）審査方法

① 一次審査

一次審査は、実施要領「8 担当部署」の防府市障害福祉施設建替基本設計・実施設計業務委託候補者選定委員会事務局（以下「事務局」という。）が行う。

ア 参加資格の確認

参加表明書等の内容を確認し、実施要領「4 参加資格及び条件」を満たしているかを確認する。

イ 二次審査対象者の選定

参加資格を満たす参加者が6者以上の場合は、事務局により、参加表明書等の審査を行い、上位5者を二次審査対象者として選定する。ただし、上位から5者目とそれ以下の者の得点が同点の場合は、その同点の者全てを二次審査対象者とする。

② 二次審査

防府市障害福祉施設建替基本設計・実施設計業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査を実施する。技術提案書等についての書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、一次審査での評価点と合わせたうえで、上位から最優秀提案者（優先交渉権者）1者及び優秀提案者（次点者）1者を特定する。なお、審査においては、技術提案書等により参加者が特定されないよう実施するものとする。

ア 審査内容

参加者が、本業務の実施についてどのように理解し、施設整備をどのような方針で進めようとしているのか、技術提案書等に基づいて審査する。

イ 選定委員会

5名の委員により構成

ウ 最優秀提案者（優先交渉権者）の特定

以下の審査により最優秀提案者（優先交渉権者）及び優秀提案者（次点者）を特定する。

- a 参加者ごとの総合評価点は、一次審査の点数に選定委員の数を乗じたものと二次審査の選定委員の点数の総和を合算したものである。総合評価点が高い順に順位をつけ、第1位となった者を最優秀提案者（優先交渉権者）として、第2位となった者を優秀提案者（次点者）として特定する。
- b aにおいて、総合評価点が同点で1位が2者以上ある場合は、評価テーマに対する技術提案の評価点が最も高い参加者を最優秀提案者（優先交渉権者）とする。
- c aにおいて、総合評価点が同点で2位が2者以上ある場合は、評価テーマに対する技術提案の評価点が最も高い参加者を優秀提案者（次点者）とする。
- d 最優秀提案者（優先交渉権者）が本市との契約に際して、辞退又は失格となった場合は、優秀提案者（次点者）を繰上げて最優秀提案者（優先交渉権者）とする。
- e 最優秀提案者（優先交渉権者）及び優秀提案者（次点者）は、総合評価点が本市で定める基準点を上回った者とする。
- f 参加者が1者の場合も審査を実施し、当該参加者の総合評価点が本市で定める基準点を上回った場合に限り、当該参加者を最優秀提案者（優先交渉権者）として特定する。
- g 本市で定める基準点は、総合評価点の配点合計の60%とする。

エ その他

- ・一次審査については参加表明書等を提出した全ての参加者に、二次審査については技術提案書等を提出した全ての参加者に対し、書面にて結果を通知する。
- ・審査内容及び結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。
- ・一次審査及び二次審査の結果は、本プロポーザル手続き完了後に、最優秀提案者（優先交渉権者）の企業名及び採点結果、優秀提案者（次点者）の採点結果を防府市ホームページに掲載する。

（２）評価方法

一次審査及び二次審査の配点（選定委員1人あたり）は下表のとおりである。また、一次審査及び二次審査の評価項目、評価の視点及び配点は次ページ以降の表のとおりである。

審査段階	配点	備考
一次審査	100	
二次審査	300	
計	400	満点

《一次審査》

評価項目	評価の視点			配点	
				小計	
参加者の技術力	福祉施設の設計実績（延床面積1,000㎡以上）			1 5	
予定技術者の技術力	H27.4.1以降に契約履行が完了した福祉施設又は類似施設での設計実績 （延床面積1,000㎡以上）	管理技術者（建築）		1 2	3 0
		主任担当技術者	建築総合	9	
			建築構造	3	
			電気設備	3	
			機械設備	3	
	専門分野の技術者資格	主任担当技術者	建築構造	3	1 2
			電気設備	3	
			機械設備	3	
			土木	3	
	C P Dの取得単位	管理技術者（建築）		3	1 5
		主任担当技術者	建築総合	3	
			建築構造	3	
			電気設備	3	
			機械設備	3	
予定技術者の専任性	手持ち業務の量	管理技術者（建築）		4	2 3
		管理技術者（土木）		4	
		主任担当技術者	建築総合	3	
			建築構造	3	
			電気設備	3	
			機械設備	3	
			土木	3	
地元業者への還元	地元の予定協力者数			5	
計				1 0 0	

(注)

- 「福祉施設」とは、老人福祉法第5条の3及び介護保険法第8条第25項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項及び児童福祉法第7条第1項の規定による施設並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項で規定する障害福祉サービス事業を行う施設及び児童福祉法第6条の2の2第1項で規定する障害児通所支援事業を行う施設をいう。
- 「類似施設」とは、上記福祉施設以外で、令和6年国土交通省告示第8号における別添二、建築物の類型第11号第1類に記載のある用途の建築物、または官公庁施設（住宅を除く）とする。なお、官公庁施設とは、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人または公立大学法人の施設をさすものとする。
- 「設計実績」とは、建築設計業務を元請けとして履行した実績（新築、増築、改築の対象延床面積1,000㎡以上のものに限る。）をいう。

《二次審査》

評価項目	評価の視点		配点	
				小計
業務実施方針・工程表	担当技術者の編成、バックアップ体制等		15	60
	工程表、工程管理手法		15	
	コスト削減、工期短縮の取り組み		15	
	その他 (取組意欲、発注者を支援する姿勢、独自提案等)		15	
評価テーマに対する技術提案	【評価テーマ1】 高低差のある敷地特性や施設利用者の活動・生活を考慮した施設整備及び土地利用の考え方	的確性	30	180
		実現性	30	
		独創性	30	
	【評価テーマ2】 施設の長寿命化とライフサイクルコストの削減、災害対策、安全対策及び環境対策を総合的に考慮した施設整備の考え方	的確性	30	
		実現性	30	
		独創性	30	
見積書			20	
プレゼンテーション	取組意欲		10	40
	コミュニケーション能力		10	
	理解度		10	
	技術力		10	
計			300	